

重要なお知らせ

居宅介護支援事業所の管理者は

平成30年（2018年）4月1日から

主任介護支援専門員でなければなりません。

（ただし、平成33年3月31日までの経過措置期間があります。）

主任研修を修了していない居宅介護支援事業所の管理者（介護支援専門員）は、計画的に主任研修を受講するようにしてください。

居宅介護支援事業所の管理者で、主任研修を修了していない者、または、主任の有効期間が満了した者は、平成33年（2021年）3月31日までに主任研修を修了しなければ、平成33年（2021年）4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者を行うことができません。

平成33年（2021年）4月1日以降、事業所の管理者として主任介護支援専門員を置いていない場合は、人員基準違反となりますのでご注意ください。

主任介護支援専門員研修に関して

主任研修の申込み等にあたっては、大阪府のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/care/>

※ 検索エンジンで「大阪府 介護支援専門員情報」と検索ください。